

I 補助金の概要

創設年度	平成 21 年度	22 年度交付額	80,722,483 円	補助実施件数	13 件
補助金の目的	<p>木材価格の長期的な低迷から、林業採算性の悪化により林業経営意欲が低下し、生産活動が停滞するとともに適正に管理されない森林が増加している。一方で、県産材の需給量は減少が続く中、近年の木材需要が合板用材やチップ用材などの大ロット化へ変化していることから、大ロット需要に対応する安定した生産供給体制の整備が急務となっている。このようなことから、県産材の増産を図るとともに、柱材に加え、合板用材やチップ用材などに多段階に利用する「木材のカスケード利用」を進めるため、森林の団地化・施業の集約化により、作業路の整備や高性能林業機械の導入を進めることで低コスト化を図り、安定的な生産供給体制の整備を推進する。</p>				
補助要件	<p>事業を実施しようとする森林組合、素材生産事業体、木材加工事業体等は、地域林業活性化協議会を設置すること。 地域林業活性化協議会は、がんばる林業合理化計画を作成し、環境森林部長の認定を受けること。</p>				
補助率	<p>1. 団地化推進事業：事業費の 1/2 以内 2. 人材育成事業：事業費の 1/2 以内 3. 選別及び仕分け合理化事業：1,100 円/m³(定額) 4. カスケード利用材直送推進事業：700 円～1,000 円/m³(定額) 5. カスケード利用材生産促進事業：事業費の 1/2 以内（一部、他の事業を併用する場合、その補助と併せて 10/10 以内） 6. 高性能林業機械導入推進事業：事業費の 1/2 以内 7. 森林組合・事業体連携強化事業：事業費の 1/2 以内（一部、800 円/m³（定額）） 8. チップ化施設整備事業：事業費の 2/10 以内（一部、他の事業を併用する場合は、その補助と併せて 7/10 以内）</p>	補助種別	<p><input checked="" type="checkbox"/> 直接 ・ <input type="checkbox"/> 間接</p> <p>運営費 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 事業費 ・ その他（ ）</p>		
補助対象者	<p>○1. 団地化推進事業、3. 選別及び仕分け合理化事業、4. カスケード利用材直送推進事業、5. カスケード利用材生産促進事業、6. 高性能林業機械導入推進事業、7. 森林組合・事業体連携強化事業：森林組合、素材生産事業体、木材加工事業体等で設置した協議会 ○2. 人材育成事業：三重県森林組合連合会 ○8. チップ化施設整備事業：市町、森林組合等林業事業体、三重県森林組合連合会又は林業者等の組織する団体</p>				
補助対象経費	<p>1. 団地化推進事業：賃金、印刷費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、報償費 2. 人材育成事業：賃金、印刷費、会議費、旅費、通信運搬費、報償費、役務費 3. 選別及び仕分け合理化事業：人件費、賃金、その他 4. カスケード利用材直送推進事業（直送材に係る搬出経費）：運搬費 5. カスケード利用材生産促進事業（山土場、作業道整備に係る経費）：整備費 6. 高性能林業機械導入推進事業：機械リース料 7. 森林組合・事業体連携強化事業：運搬費、報償費、旅費、機械の経費、燃料費、消耗品費 8. チップ化施設整備事業：整備費</p>				
第二次戦略計画の関連施策名 (No)	<p>施策 225：安心して使える県産材等の提供 基本事業 22501：県産材等の安定供給の推進</p>				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	書面・ <input type="checkbox"/> 実地	2人
	概算払 (22年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22年度)
	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	9/10以内・	<input type="checkbox"/> 9/10超	269,517円	
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
地域機関が行う事務	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

本県は、尾鷲ヒノキ等の優良木材生産地として全国的に認知されていたことにより、木材単価が高い時代は林家、素材生産業者、市場、製材業者などの間で小規模、多段階の流通が成り立っていたが、優良材需要の減少や木材価格の下落により、三重県の木材流通は全国的にも遅れたものとなっていた。近年、40年生以上の樹木が増え、利用価値が増加したこともあり、国産材の需要構造の変化に対応し県産材を安定的に供給できる体制を構築する必要が生じていたことから、当該補助制度が創設された。なお、当該補助事業については、平成21年度から25年度までの5か年間の目標を立てて取り組むこととしている。

「三重の森林づくり基本計画」では、「県産材の素材生産量」の平成22年度目標値を324,000 m³として、「三重の木」認証制度や東京での販路拡大等に取り組んできたが、リーマンショック以降の経済不況の影響が大きく、実績は239,000 m³ (73.5%) となり、目標との乖離が大きい状況にある。

「県産材の素材生産量」の目標を達成するには「伐り捨て間伐」から「搬出間伐」への転換を進める必要があることから、間伐材等の搬出量を増加させるため、県では施業地の集約化と作業道の開設を進める「がんばる三重の林業創出事業」に取り組み、平成22年度には、「県産材の素材生産量」の実績値の12.5%にあたる29,965 m³の素材が搬出された。

一方、国が策定した「森林・林業再生プラン」では、10年後に国産材自給率を50%にするという目標が示され、この目標達成に向け、森林・林業施策が大きく転換される。県ではこれに対応して、「素材生産量」の更なる増加をめざし、平成23年度に行う計画の見直しにおいて、新たな目標値の設定と、その目標達成に向けた方策を示すこととしている。

意見

○ 当該補助制度は、一定の成果（団地数や集約化による直送量の増加等）を挙げているが、県産材に係るコストの平均単価は約12,000円/m³であるのに対し、先進地である東北や九州では約8,000円/m³でかなり乖離している。

今後も引き続き、当該補助事業も含めた支援策について、市場の動向、国や他県の支援策等も勘案し、木材生産の低コスト化、木材利用の拡大、県産材のブランド化など多面的角度から、より効果のあるかたちでの見直しについて検討することが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・一部の地域機関及び本庁において、補助事業者への内示文書に補助金交付申請の提出期限が明示されていない。
 - ・一部の地域機関において、補助事業者から提出された補助金変更申請書に添付すべき変更理由書が添付されていない。
 - ・一部の地域機関及び本庁において、補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていない。
 - ・一部の地域機関において、事業実施要領第 18 で定めた事務所長から部長への「事業成績書」が提出期限内に提出されていない。

4 補助金の効果・成果の把握について

「森林の団地数」と「集約化による原木の直送量」を成果指標として定め、年度途中と年度末に各地域機関を通じ、補助事業者から随時の林業普及活動、協議会との情報交換や実績報告書等により進捗状況を把握している。

- ・ 森林の団地数

平成 21 年度: 目標 20 団地 実績 48 団地

平成 22 年度: 目標 25 団地 実績 28 団地

- ・ 集約化による原木 (B 材、C 材) ※の直送量

平成 21 年度: 目標 3,800 m³ 実績 7,249 m³

平成 22 年度: 目標 12,200 m³ 実績 13,465 m³

※ がんばる三重の林業創出事業は、木材を、柱材に加え合板用材やチップ用材等として多段階に利用し、県産材の増産を図ることを目的に、森林の団地化、作業道の整備等を行い低コスト化を図り安定的な生産供給体制の整備を推進するものであることから、A 材は助成対象外としている。

A 材・・・主に柱材に加工される木材。

B 材・・・主に合板や集成材に加工される木材。

C 材・・・主にチップに加工される木材。

5 地域機関への制度周知や指導について

意見

- 事務処理マニュアル (Q&A) が作成されているが、地域機関において制度解釈に苦慮しているところがあったため、今後、適正な事務処理に向け地域機関の指導を行うとともに、適切かつ効果的な運用に向け、事務処理マニュアル (Q&A) の充実等に努められたい。

17 運輸事業振興助成交付金	担当部 農水商工部 農水商工総務室
-----------------------	--------------------------

I 補助金の概要

創設年度	昭和51年度	22年度交付額	558,867,000円	補助実施件数	2件
補助金の目的	社会経済や県民生活において重要な役割を担う、運輸業界の健全な育成や環境問題への対応等が求められている中で、バス事業者またはトラック事業者によって構成される県内の公益法人に対して助成を行い、トラックやバスという公共性の高い輸送手段の安全性やサービスの向上、環境問題への対応等を促進するとともに、中小企業が事業活動の維持・発展に必要な経営基盤を確保・確立できるようにする。				
補助要件	事業計画は、知事が交付決定するまでに中部運輸局長の承認を受けなければならない。				
補助率	定額	補助種別	直接 ・ 間接		
			運営費 ・ 事業費 ・ その他 ()		
補助対象者	バス事業者またはトラック事業者によって構成される県内の公益法人				
補助対象経費	自治事務次官通知「運輸事業振興助成交付金の交付について」(昭和51年11月8日付け自治府第112号)に定めた次の事業 (1) 震災等災害発生時における緊急物資輸送体制の整備、安全運行の確保等交通安全対策及び自動車交通公害対策に関する事業 (2) バスターミナル、トラックターミナル、共同輸送サービスセンター、配送センター、バス停留所の上屋等各種共同施設の整備・運営に関する事業 (3) バスの乗継機能の強化、トラック輸送情報システムの整備等輸送サービスの改善、その他公共の利便の増進に資するための事業及びバス事業者が行うこれらの事業に対する助成 (4) 運転者、乗務員のための共同休憩所施設及び共同福利厚生施設の整備運営に関する事業 (5) 車両等の買替、物流施設の整備、バス事業の経営基盤の安全確保等に要する費用に係る融資を円滑にするための基金の造成 (6) バス事業者又はトラック事業者によって構成される全国を単位とする公益法人が行うこれらの事業(2)を除く)に対する出捐				
第二次戦略計画の関連施策名 (No)	施策232：活力ある地域産業の振興 基本事業23205：経営基盤の強化				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・無	有・無	有・無	書面・実地	—
	概算払 (22年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22年度)
	有・無		9/10以内・9/10超		0円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	有・無			有・無	
地域機関が行う事務	有・無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			—		—

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

当該補助制度は、昭和51年度に軽油引取税(都道府県税)の暫定税率が引き上げられた際、軽油を大量に使う運送業者への配慮から自治事務次官通知(当時)により、国が都道府県に要望し導入された制度で、当初、通知では、2年間の時限的な措置として創設され、以降、制度の延長を繰り返して現在にいたっている。

県は、国の普通交付税措置を受け、自治事務次官通知で定められた交付金の対象者、対象事業、交付金の積算基準、交付時期等に基づき、「運輸事業振興助成交付金交付要領」で具体的な事務手続きについて定め運用している。

昨今の財政状況が厳しい中、国の事業仕分けや県の包括外部監査等で、制度のあり方（全国を構成単位とする公益法人への出捐に対する助成や交付税措置に基づく助成措置の自主性確保等）についてさまざまな意見が出されている。

このような状況の中、県は、国の動向を注視するとともに、毎年、予算策定時に全国都道府県の実施状況を調査し、次年度の交付額（全額か削減）を決定している。県は、全額を交付しているが、全国の都道府県では削減を行っているところもある。

なお、平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日）では、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税に関して、「運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め継続します。なお、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備等を受け所要の措置を講じます。」と報告され、平成23年8月30日に「運輸事業の振興の助成に関する法律」が公布され、9月30日から施行されることとなり、政令等により交付金の算定や使途の基準等が示される予定である。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
- 実績報告書に基づき、書面で検査を行っているが、当該交付金を受け、その構成事業者への多岐・多額の助成に利用されていることから、可能な限り実地での検査を実施されたい。
- 自治事務次官通知では交付の時期を、原則9月と3月にそれぞれ交付金の1/2を交付するものと定めているが、本県では2件の補助事業者に対し、いずれも1回目に1/2以上を支払っているものの、その内容、理由について精査していない。支出している交付金は多額であり、県の財産の適正な管理という観点から、概算払の時期や額について、精査・検討されたい。

4 補助金の効果・成果の把握について

当該補助制度においては、補助事業者から構成事業者に対して施設整備、車両購入や人材育成等、多岐・多額の助成が行われている。県では、実績報告書に基づき年度単位でそれらの数量、経費、実施期間等は確認しているが、充足度や達成度等を把握していない。

意見

- 交付金の定量的効果（充足度や達成度等）を把握していないので、把握方法について検討することが望ましい。

I 補助金の概要

創設年度	平成 21 年度	22 年度交付額	9,814,000 円	補助実施件数	9 件
補助金の目的	県内において多品目適量産地の育成をめざした、「みえの安全・安心農業」の実践プログラムの策定活動とその実践活動を支援することにより、県民（消費者）とともに支え合う地域密着型のモデル産地を育成し、三重県型 C S A（消費者に支持される農業）の普及啓発及び実践を推進する。				
補助要件	安全・安心農業を実践して、商品力、販売力強化、経営力の向上を図るためのアイデアやプランをまとめた「みえの安全・安心農業実践プログラム」を策定し、知事の認定を受けること。				
補助率	1/2 以内 上限（1 事業主体あたり） ・ 1 年目 3,000 千円 ・ 2 年目（継続する場合）1,500 千円	補助種別	直接 ・ 間接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	事業の実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有する以下の団体とし、受益者は 3 戸以上とする。ただし、受益者の中に 2 戸以上の農家が参加していること。 (1) 農業協同組合 (2) 農事組合法人 (3) 農事組合法人以外の農業生産法人 (4) 特定農業団体 (5) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、農地の利用権を有する者を含み、「みえの安全・安心農業」の実践（産地育成）プログラム認定委員会が適当と認めた団体。）				
補助対象経費	1. 「みえの安全・安心農業」の実践（産地育成）プログラム（(1) G A P の導入、(2) 持続可能性・永続性確保のための生産方式改善、(3) 生産品目・生産量拡大計画、(4) インショップ、農場開放等県民とのコミュニケーション手法、(5) 価格形成のプロセス等）を実践するために要する経費 2. 機械施設等の整備に要する経費				
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策 221：安全で安心な農産物の安定的な提供 基本事業 22102：消費者ニーズに応えた農畜産物の安定供給				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・無(22年度終了)	有・無	有・無	書面・実地	2 人
	概算払（22 年度）	概算払金額割合		決算不用額（22 年度）	
	有・無	9/10 以内・9/10 超		470,000 円	
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	有・無			有・無	
地域機関が行う事務	有・無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			有・無		有・無

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

当該補助制度は、産地直結型の農産物供給体制への消費者からのニーズにより、各地域で直売所等が設置されたことを背景に、取扱品目の増加など更なる消費者の要望への対応、直売施設の拡充等、及び産地規模・栽培品目の増加・食料自給率の向上を目的として創設された。

平成 22 年度末で、一旦事業を終了し、23 年度に過去 2 か年の事業成果や社会情勢、県民ニーズの状況も勘案したうえで、他補助金と統合してリニューアルされている。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。
 - ・ 交付要領等において、補助対象経費が明確にされていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 一部の地域機関において、要領第6条に規定する補助事業者からの補助事業等状況報告書が、未提出または期限内に提出されていなかった。
 - ・ 3月に全額概算払を行っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

補助事業者において、生産方式の改善、GAP手法（注）の導入、生産品目・生産量の拡大のための視察、研修会、イベントの開催等に取り組んだ結果、生産・販売力の強化、消費者とのコミュニケーションの強化が進んでいる。

県は、補助金独自の成果指標を設定していないが、受益事業者の販売実績や販売商品点数等の実績数値の変化を確認し、成果の把握に努めている。

※事業受益事業者の変化

- ・ 販売実績 …… 平成21年度末 26億1,824万円 → 22年度末 28億1,443万円
- ・ 出荷会員数 …… 平成21年度末 1,689人 → 22年度末 1,796人
- ・ 販売商品点数 …… 平成21年度末 46,140点 → 22年度末 53,420点

※県全体の変化

- ・ 産直、青空市設置数 平成21年度末 208か所 → 22年度末 223か所

（注）GAP手法… 農業生産工程管理(Good Agricultural Practice)のこと。農業生産現場において、生産者自らが農産物の安全確保、農産物の品質向上、環境保全、労働安全の確保等を達成するために、一連の生産工程を管理するプロセスチェック手法のことをいう。

5 地域機関への制度周知や指導について

意見

- 各地域機関で指導、監督の状況に差異があるので、指導、監督を行うにあたり必要とする事項等を定め、一定の指導水準が確保できるようにしておくことが望ましい。

19 農山漁村再生モデル支援事業費補助金	担当部 農水商工部 農山漁村室
-----------------------------	------------------------

I 補助金の概要

創設年度	平成 19 年度	22 年度交付額	3,000,000 円	補助実施件数	5 件
補助金の目的	<p>人口減少が加速する農山漁村において、地域住民の力だけで集落を維持するのは困難であり、都市との交流・共生が必要とされている。一方、都市側においても農山漁村で過ごしたいとのニーズが高まっている。</p> <p>そのため、農山漁村の魅力や地域資源を活用した都市との交流・共生を通じ、農山漁村を再生することを目的とする持続的な活動のために創意工夫された先進的又はモデル的な取組を支援する。</p>				
補助要件	農山漁村再生モデル支援事業実施計画を策定し、承認されること。				
補助率	1. 地域連携推進事業：1/2 以内 2. 資源利活用簡易整備事業：1/3 以内	補助種別	<input checked="" type="checkbox"/> 直接 ・ <input type="checkbox"/> 間接 <input checked="" type="checkbox"/> 運営費 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 事業費 ・ その他 ()		
補助対象者	市町、農業協同組合、土地改良区、森林組合、生産森林組合、漁業協同組合、農林漁業者等が組織する団体、地方公共団体等が出資する法人				
補助対象経費	1. 地域連携推進事業 (1) 地域連携体制整備事業：多様な関係者が参画し、農山漁村の再生に向けた自発的で持続的な活動につながるよう位置づけられた取組を行うための地域連携体制の整備に関する取組 (2) 農山漁村再生推進事業：多様な関係者が参画した地域連携体制の協力のもとに行う農山漁村の再生のための持続的な活動につながるよう位置づけられた次の取組 ア 地域資源の発掘・再評価・活用 イ 受入体制の整備 ウ 交流イベント等の開催 エ 情報発信機能の強化 ：報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、保険料、負担金、その他 2. 資源利活用簡易整備事業 農山漁村地域の遊休農地、空き家、古民家、廃屋等を活用し、農山漁村を再生するための持続的な活動を実施するために必要となる簡易な条件整備に関する取組（農林漁業体験民宿の開業における旅館業法や食品衛生法による営業許可を取得するために必要な改修及び備品購入に係る経費等）：委託料、備品購入費、工事費、その他				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 532：元気で魅力ある農山漁村づくり 基本事業 53202：都市との交流・共生による元気なむらづくり				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (22年度終了)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	書面 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 実地	2 人
	概算払 (22 年度)	概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	9/10 以内 ・ 9/10 超		0 円	
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
地域機関が行う事務	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

人口減少が加速する農山漁村地域においては、地域住民の力だけで集落を維持するのは困難であり、都市との交流・共生が必要とされている。

一方、都市側においても、団塊の世代の大量退職を前に、農山漁村で余暇・休暇を過ごしたいと

のニーズが高まっている。

そこで、県では、農山漁村が有する多面的機能や、直面する課題なども含め、交流情報を広く発信し、「三重の田舎ファン」を増やすとともに、都市との交流により農山漁村を再生しようとする市町や地域を支援して、遊休資源のリニューアルや地域の推進体制づくりをして次世代へ継承することとし、そのための支援策として、当該補助制度が創設された。

当該補助金はソフト事業及びセミハード事業（簡易施設整備事業）を対象とし、要望があっても国の補助事業等では支援されない、隙間を埋めるような補助金としての位置づけで創設されたものである。

なお、当該補助事業の最終年度である平成 22 年度に今後のあり方について検討が行われた結果、23 年度から国が実施する「豊かな地域資源を活かし、集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を直接支援する『食と地域の交流促進対策交付金』」が創設され、事業内容の多くが重複することから、当該補助金は廃止された。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 交付申請書提出期限が規定されていない。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 一部の地域機関において、要領第 7 条に規定する補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 一部の地域機関において、年度末に全額概算払を行っていたが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

当該補助事業は、農山漁村を再生することを目的とする持続的な活動のために創意工夫された先進的またはモデル的な取組を支援するものであるため、多種多様な事業が行われており、統一した成果指標は設定されていない。

しかしながら、過年度に補助した案件も含め、随時、本庁及び各地域機関が現場確認を行ったり、市町等関係機関との情報交換を行ったりするほか、実績報告書等により効果・成果の把握に努めている。

平成 22 年度は、以下のような取組を支援することにより、農山漁村の魅力や地域資源を活用した都市との交流・共生が図られている。

いなべ市： そばまつりの開催で約 1 万人を集客し、「いなべの蕎麦」ファン拡大を図った。

伊賀市： 地域資源として定着しつつある「菜の花」を活用して、農村景観と地域食材をいかした都市農村交流事業を推進した。

大台町(2 地区)： 地区の景観を活用した地域づくり及び熊野古道客等の交流人口の増加を図った。

玉城町： 遊休農地を活用して遊休鉄骨ハウス 2 棟を移設し、直売所への農産物の安定供給を図った。

尾鷲市： 滞在型グリーンツーリズム事業を展開するための「滞在型体験プログラム」の開発等をした。

5 地域機関への制度周知や指導について

意見

- 状況報告、概算払、完了検査において、各地域機関での取扱いに差異が見られたため、当該補助金に限らず、各地域機関に手引き等に基づく取扱いを徹底させるなど、担当者会議や研修等を通じて定期的に周知を図られたい。

I 補助金の概要

創設年度	平成 22 年度	22 年度交付額	50,152,000 円	補助実施件数	1 件
補助金の目的	三重県真珠養殖連絡協議会（県内の 7 真珠養殖漁協で構成）、関係市町（志摩市、南伊勢町）、県、(財)三重県水産振興事業団で構成する「みえの真珠養殖再生支援協議会」に交付金を交付し、基金を創設し、真珠養殖再生のための各種支援事業を行う。				
補助要件	特になし				
補助率	定額	補助種別	直接 ・ 間 接 運営費 ・ 事業費 ・ その他 ()		
補助対象者	みえの真珠養殖再生支援協議会				
補助対象経費	1. みえの真珠養殖再生支援対策実施要領第 4 の 2 の (1) に基づき協議会が行う支援事業に要する経費 2. 協議会運営事業の経費に充てるために要する経費 共済費（社会保険料）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食料費、印刷製本費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 226：安全で安心な水産物の安定的な提供 基本事業 22601：水産資源の持続的利用と安全・安心の確保				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	2 人
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	有 ・ 無	9/10 以内 ・ 9/10 超	0 円		
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	有 ・ 無			有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			—		—

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

真珠共販や調整保管に必要な資金を借り入れる際の債務保証を行うことを目的に、漁協等からの拠出金や国・県からの補助・出捐を受け設立された財団法人全国真珠信用保証基金協会（以下、協会）は、昨今の低金利や真珠の需要減少から存在意義が低下し、平成 21 年 4 月に解散した。

協会の残余財産については、農林水産大臣の許可後、設立当時補助した国及び三重県ほか 4 県、協会と類似の目的を持つ全国真珠養殖漁業協同組合連合会等に寄附されることが決定され、本県への寄附は、協会設立当初に本県が補助した額に相当する 50,152 千円とされる予定であった。

本県では、寄附金をもとに、みえの真珠養殖再生支援協議会（三重県真珠養殖連絡協議会と関係市町、県、財団法人三重県水産振興事業団により構成、事務局は当該事業団と県）に交付金を交付し、基金を創設し、概ね 10 年程度、真珠のための各種支援事業を行うこととした。

その後、一部団体が公益法人でないことから寄附対象となる類似団体とは認められないことが判明し、農林水産大臣の許可が遅れ、最終的には、国及び各県からの補助金相当額を差し引いた後の残余財産を各真珠養殖漁協別の共販実績に応じて按分し、真珠養殖漁協が所在する各県あて配分されることとなり、本県では平成 22 年 12 月に寄附金 (274,368 千円) を受け入れた。ただし、平成 22 年度は当初予算どおり「みえの真珠養殖再生支援事業」として 50,152 千円で事業を実施した。

寄附増額分 224,216 千円は、原資が協会設立以前に各真珠養殖漁協から拠出した調整保管真珠の販売利益及び運用益であることから、県は平成 23 年度当初予算で「みえの真珠養殖振興支援事業費」として計上した。現在、みえの真珠養殖再生支援協議会は、県から同額の交付金を受け、基金による各種事業を進めるため、10 年間の事業計画の検討をしているところである。

県は、交付先である協議会に、支援事業及び協議会運営事業の事業計画、実績報告、基金の資金管理報告等を求め、協議会の適切かつ適正な事業の実施を促すなどしている。

なお、費用対効果等の観点から、交付金の条件として、協議会運営事業費は各年度の支援事業費の 15%以内で県の承認を受けた範囲内の額としている。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 実施要領で定めた、業務方法書の承認（変更）申請及び事業計画書の承認（変更）申請が提出されていないほか、資金管理状況報告書の承認がされていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

毎年度当初の協議会総会において作成される事業計画及び前年度実績報告について、県への提出を求め、内容を確認しており、効果・成果についてもそれらの報告で確認している。

制度創設後間もなく、経済状況が厳しい中、成果・効果は顕著に見られないが、真珠の品質向上や安定供給に向け、その基盤構築のきっかけとなっている。

【補助事業者による平成 22 年度の取組状況】

真珠品質の向上のため、支援事業により、県水産研究所に委託を行い、母貝へ細胞を提供するピース貝の優劣等について調査・研究を行った。一部、成果はあったものの解明できない部分も多いことから、今後も継続することとしている。

また、三重県真珠養殖連絡協議会が、一定品質以下の真珠を集荷し、市場への流通を防止する取組や漁場環境の自動観測を行う機器(自動観測ブイ)のシステム変更によって、養殖業者が必要とする漁場環境データを提供する取組について、補助を行うことにより、真珠品質向上のための取組を進めている。

21 漁業就業研修支援事業費補助金

担当部 農水商工部 水産経営室

I 補助金の概要

創設年度	平成 20 年度	22 年度交付額	9,828,000 円	補助実施件数	10 件
補助金の目的	新規就業希望者に研修支援費を助成し、就業から一定所得が得られるまでの収入空白期間の支援を行うことにより、スムーズな就業を促進する。				
補助要件	1. 16 歳以上の漁業就業を希望する者が、3 か月以上 10 か月以内の漁業技術の習得を目的とした長期漁業技術研修を受講すること。 2. 研修生との同意に基づく労働契約書もしくは研修条件確認書を作成すること。 3. 事業実施主体は、漁業就業環境の整備に努めること。				
補助率	定額	補助種別	<input checked="" type="checkbox"/> 直接 ・ <input type="checkbox"/> 間 接 <input type="checkbox"/> 運営費 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 事業費 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象者	漁業協同組合又は漁業を営む事業主（法人、個人）				
補助対象経費	長期漁業技術研修受講時に係る研修支援費				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 226：安全で安心な水産物の安定的な提供 基本事業 22602：水産経営基盤の確保・充実				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (23 年度終了)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	書面 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 実地	2 人
	概算払 (22 年度)	概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)	
	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	-		0 円	
効果・成果の把握	成果指標設定		公表 (効果・成果等)		
	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
地域機関が行う事務	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	-	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

リーマンショック以降の経済悪化に伴う派遣切り等失業者の急増に相応して、第 1 次産業への就業希望者からの就業に関する問い合わせが急増したことから、就業希望者を対象として失業期間中の収入空白期間の支援を行うことにより、高齢化や後継者不足に悩む水産業界における担い手確保を目的として当該補助制度が創設された。

平成 21 年度から 3 か年の緊急経済対策として位置づけられた事業であり、23 年度が最終年度となっている。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
- 予算措置や対象研修期間の関係でやむを得ない状況であったため、追加募集期間が10日間しか確保されていなかった。県民に広く呼びかけ事業を実施する場合は、公平性の確保の観点から、可能な限り募集期間を確保するよう努める必要がある。

4 補助金の効果・成果の把握について

当該補助事業により、研修を受けた者（平成21年度：19名、22年度：21名、23年度：18名予定）のうち県内漁業に29名が新規に就業（5名は研修継続中）し、定着率は、当初予定した2倍程度のほぼ100%に達している。

さらに、他の後継者対策関連事業（①漁業研修生募集PR広報事業 ②漁業体験研修実施支援事業等）との連携により、平成22年度新規就業者数が昨年度の約2倍の62名（21年度は37名）となっている。

成果指標は設定していないが、研修終了後の漁業就業者数を実績数値として直接確認している。

就業後も、本庁職員や地域機関の水産普及指導員が、研修受講修了生と面談を行うなどし、相談・指導に応じるとともに、今後の施策の参考としている。

I 補助金の概要

創設年度	平成 22 年度	22 年度交付額	16,521,070 円	補助実施件数	11 件
補助金の目的	<p>1. 国内販路開拓分 中小企業者が自社の強みを活用した新たな販路開拓のために取り組むマーケティング調査、展示会等の出展について必要な経費の一部を補助することにより、中小企業の活性化を図る。</p> <p>2. 海外販路開拓分 海外市場における販路開拓や取引の促進を図るため、海外で開催される見本市等への出展、商談会等への参加を積極的に支援することにより、マーケティング能力や販売力の強化など、県内中小企業等の活性化を図る。</p>				
補助要件	「中小企業の市場化支援事業計画書」を提出し、知事の承認を受けること。				
補助率	1/2 以内	補助種別	<input checked="" type="checkbox"/> 直接 ・ <input type="checkbox"/> 間 接 <input type="checkbox"/> 運営費 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 事業費 ・ その他 ()		
補助対象者	<p>1. 国内販路開拓分 中小企業者（「中小企業基本法」第 2 条第 1 項に規定するもの）、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び協業組合、有限責任事業組合</p> <p>2. 海外販路開拓分 中小企業者（「中小企業基本法」第 2 条第 1 項に規定するもの）、製造業に属する企業で資本の額又は出資の総額が 30 億円以下の者、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等、企業組合及び協業組合、有限責任事業組合等</p>				
補助対象経費	<p>1. 国内販路開拓分 県等による補助金や技術指導等の支援を受けて中小企業が研究開発もしくは事業化した新商品・新技術等について、国内を対象とした市場化のためのマーケティング調査もしくは展示会等の出展に必要な経費であって、知事が定めるもの。（謝金、旅費、マーケティング調査費、展示会等出展事業費）</p> <p>2. 海外販路開拓分 日本国外で開催される見本市等の出展に必要な経費であって、知事が定めるもの。（会場費、現地通訳費、輸送費、広報・宣伝活動費、専門家謝金、旅費・宿泊費）</p>				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 232：活力ある地域産業の振興 基本事業 23201：ものづくり産業の高度化				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (22 年度終了)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	書面 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 実地	2 人
	概算払 (22 年度)	概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	—		3,022,930 円	
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
地域機関が行う事務	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			—		—

Ⅲ 各視点における監査の結果

1 補助制度について

県内の製造業等ものづくり中小企業は、リーマンショックによる景気の冷え込みや、経済グローバル化の進展による競争激化などにより売上の低迷や利益の確保に苦慮している。県が実施している景況調査においても、課題として「利益の確保」を挙げる中小企業者が多数を占めていた。

このため、即効性・実効性のある支援方法が必要と判断し、中小企業自らが取り組むマーケティングや展示会出展などによる販路の拡大を支援するため当該補助制度が創設された。

販路開拓は、本来中小企業自身に取り組むべき営業活動であり、公的支援を必ずしも行うべきものではないが、昨今の厳しい経済状況に対処するための緊急経済対策、きっかけづくりとして、終期を限定して実施されている。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 国内販路開拓分について、交付申請書提出期限が規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

概ね適正に処理されていた。

4 補助金の効果・成果の把握について

平成 22 年度は、国内販路開拓分で 6 社、海外販路開拓分で 5 社、計 11 社の支援が行われた。

国内販路開拓分では、展示会への出展をして、商談を実施し、引き合いや成約まで発展したケースもあり、一方で今後の販路開拓に生かすため、マーケティング調査により、具体的な需要者のニーズ把握を行っているものもある。

海外販路開拓分では、アメリカ、フランス、韓国、中国の展示会へ出展し、取引拡大につながり輸出体制の整備着手までいたったものなど、海外での販売先獲得のきっかけづくりが進んでいる。

23 小規模事業支援費補助金	担当部 農水商工部 金融経営室
-----------------------	------------------------

I 補助金の概要

創設年度	昭和 36 年度	22 年度交付額	1,324,847,857 円	補助実施件数	13 件
補助金の目的	商工会若しくは商工会議所又は商工会連合会の行う小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の充実を図るとともに、商工会に対する三重県商工会連合会の指導の推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与する。				
補助要件	商工会等が経営指導員等を設置し、経営改善普及事業を実施すること。				
補助率	1/2 以内：指導施設の修繕経費	補助種別	直接 ・ 間接		
	10/10 以内：その他		運営費 ・ 事業費 ・ その他 ()		
補助対象者	商工会、商工会議所、商工会連合会				
補助対象経費	交付要領別表（小規模事業支援費補助金補助事業別補助対象経費）に掲げるものうち、知事が必要かつ適当と認めたもの。				
第二次戦略計画の関連施策名 (No)	施策 232：活力ある地域産業の振興 基本事業 23203：経営支援機能の充実 (H22) 23205：商工団体等を通じた経営支援の強化 (H23)				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	書面 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 実地	3 人以上
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	9/10 以内 ・ 9/10 超		799,143 円	
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	有 ・ <input type="checkbox"/> 無			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
地域機関が行う事務	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			—	—	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

事業所の多くを占める小規模事業者は、日本経済の発展に大きな役割を果たすものであるが、事業規模が小さく、自助努力では経営の改善発展を図れない状況であった。このため、国は商工会等の機能を活用して、小規模事業者の経営改善の支援を促進するため、商工会等に経営指導員等を設置して経営改善普及事業を実施付託した。

当該補助事業は、平成 18 年度に国庫補助事業から一般財源化されたことにより、県単独補助事業に切り替わった。

合併等を経て人員削減が進んだ結果、経営指導員等の定数は減少しており、本来経営改善普及事業に専従することが望ましい経営指導員等が、それ以外の業務にやむを得ず携わる状況も見受けられる。国庫補助事業から一般財源化されたことにより、県の裁量を発揮しやすくなっていることから、商工会等が会費ですべきこと、補助を受けてすべきことを明確にすべきである。

意見

○ 当該補助事業は、創設時の目的、趣旨から判断すると、小規模事業者の経営及び技術の改善発達を支援する事業費補助である。

しかしながら、補助額の9割以上は、補助対象業務を実施するため各商工会等に設置された経営指導員等に対する人件費に係るものであり、また、経営指導員等が経営改善普及事業以外の業務に携わる場合もあるなど、商工会等の運営費補助的な側面も見受けられる。

運営支援ではなく、事業支援であることが明確となるよう、事業に対する県の支援のあり方を再度検討することが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について

概ね適正に処理されていた。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 概算払により1月までに交付決定額の95%を支払っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

県では、効果・成果について、経営改善普及事業実績報告書の提出を求め、事業実施結果データ及びその記述により確認している。また、経営改善普及事業について、小規模事業者への支援をより効果的・効率的なものとするため、毎年度「補助金に係る商工団体評価要領」を定めて、試行的に評価を行っている。

補助事業者としては、経営改善普及事業に関して、経営指導員等による巡回や窓口での経営課題の相談・指導、講習会の開催、金融の斡旋、専門家派遣のほか、創業塾（10件）や経営革新塾（4件）等の事業採択を受け、経営革新・創業など小規模事業者の自立的発展の支援、農商工連携、地域資源を活用した商品・サービスの開発等の地域産業創出の支援を行っている。

また、金融や雇用制度の改正等を周知・普及するとともに年末に夜間・休日の特別相談窓口を開設する等、小規模事業者等のセーフティネット支援に取り組んでいる。

I 補助金の概要

創設年度	平成 22 年度	22 年度交付額	28,507,782 円	補助実施件数	6 件
補助金の目的	<p>県内の農林水産物、産地の技術、観光資源等の地域資源を活用した事業活動を営む中小企業者等が、地域経済に好影響を与え、新たな雇用創出につながるような、生産設備の導入（付随する販路開拓や人材育成を含む。※）を実施するために必要な経費の一部を県が補助することによって、地域資源活用型産業の活性化を図る。</p> <p>（※平成 23 年度より、販路開拓、人材育成は対象外）</p>				
補助要件	<p>全社又は当該事業部門の雇用数において、本事業実施に伴って、新規の常用雇用者を 1 名以上増員することとし、補助金交付事業完了後 2 年間以上は、その雇用数を維持しなければならない。</p>				
補助率	1/2 以内	補助種別	<p>直接 ・ 間接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）</p>		
補助対象者	<p>県内の農林水産物、産地の技術、観光資源等の地域資源を活用した事業活動を営む中小企業者等</p>				
補助対象経費	<p>地域資源活用型産業に属する中小企業者等が行う次に掲げる事業に必要な経費であつて、下記の「補助対象経費」に掲げるもののうち知事が必要かつ適正と認めるもの。</p> <p>なお、1. は必須で、2. 3. は 1. に関連して実施する場合に対象となり、2. 又は 3. を単独、或いは 2. と 3. のみの実施は対象外。</p> <p>（※平成 23 年度より、2. 販路開拓事業、3. 人材育成事業は対象外）</p> <p>1. 生産設備等導入事業</p> <p>(1) 新商品等の開発又はサービスの実施に必要な設備機器の導入</p> <p>(2) 既存商品等の生産拡大又はサービスの拡大に必要な設備機器の導入</p> <p>(3) 既存商品等の生産効率向上又はサービスの向上に必要な設備機器の導入</p> <p>(4) その他知事が適当と認めた設備機器の導入</p> <p>謝金（専門家謝金）、旅費（専門家旅費、職員旅費）、設備機器導入（設備機器の購入（改修を含む）及びその設置に係る経費）、庁費（印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費）</p> <p>→平成 23 年度より、謝金、旅費、庁費については、設備機器導入に関連することを明示。</p> <p>2. 販路開拓事業※</p> <p>(1) 国内外の展示会・見本市への参加・開催</p> <p>(2) 専門コンサルタントの委嘱等により行う販路開拓に関する調査及び指導</p> <p>(3) 新製品等の販路開拓のための広報事業</p> <p>(4) その他販路開拓事業として知事が適当と認めた事業</p> <p>謝金（委員謝金、専門家謝金）、旅費（委員旅費、専門家旅費、職員旅費）、庁費（会議費、会場借料、会場設備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、消耗品費、雑役務費、原稿料、資料作成費、出展料）</p> <p>3. 人材育成事業※</p> <p>(1) 中小企業等に必要な経営、技術、工程管理等に関する研修等であつて、新たに雇用する常用雇用者や従業員等を対象とする事業</p> <p>(2) その他人材育成事業として知事が適当と認めた事業</p> <p>謝金（委員謝金、専門家謝金、実習企業謝金）、旅費（委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費、研修旅費）、庁費（会議費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、教材費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、消耗品費、雑役務費、原稿料、受講料、設備の賃借料及び保守料、資料作成費）</p>				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	<p>施策 232：活力ある地域産業の振興</p> <p>基本事業 23202：地域産業の活性化</p>				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	書面・ <input checked="" type="checkbox"/> 実地	2人
	概算払（22年度）		概算払金額割合		決算不用額（22年度）
	有・ <input type="checkbox"/> 無		—		62,218円

効果・成果の把握	成果指標設定		公表（効果・成果等）	
	有・ <input type="checkbox"/> 無		有・ <input type="checkbox"/> 無	

地域機関が行う事務	有・ <input type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル
			—	—

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

リーマンショック等に起因する県内経済情勢の冷え込みと雇用情勢の悪化が続く中、地域経済の活性化と雇用対策を目的とした施策が必要とされていたため、地域経済に波及効果の大きい「地域資源活用産業」の活性化に加え、新規雇用を創出することができる当該補助制度が創設された。

中小企業が抱える大きな課題として、施設整備に係る資金と販路の確保が挙げられるため、設備機器導入にインセンティブを与える補助を中心に、販路開拓や人材育成も視野に入れ、かつ雇用と連動させる制度とされた。

なお、補助対象経費の一部に他の補助制度（三重県産業支援センターが実施するファンド）との重複があったため、平成23年度から販路開拓事業及び人材育成事業は補助対象経費から除外されている。

緊急的な雇用対策、経済対策を目的とした事業であるため、明確な終期は設定せず、毎年度、雇用・経済情勢等を考慮したうえで、補助制度の必要性の議論を行い、継続の是非を判断することとしている。

2 交付要領等における規定状況について

概ね適正に処理されていた。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見
<ul style="list-style-type: none"> ● 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 ・ 一部の実績報告書が期限内に提出されていなかった。 ・ 一部の実績報告書において、一部事業区分について、報告様式に定める実績評価が記載されていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

平成 22 年度の補助事業数は 6 件で、補助事業の実施により、すべての補助事業者において、地域資源を活用した事業の拡大や新商品開発、新分野への進出が行われるとともに、それに伴い当該地域資源の生産者等との連携が図られるなど一定の成果があった。

また、平成 23 年 3 月 31 日現在で 8 名の新規雇用が創出され、一部の補助事業者では、事業拡大に伴い、追加雇用も予定している。

平成 22 年度の補助事業の例

- ・ 忍者の森プロジェクト 忍者修行の森整備事業

忍者修行施設の充実や、それに伴う新たな国内外のメディアの取材やパンフレットによる情報提供により、当該施設や当該施設が立地する地区への新たな客層の来訪が図られた。

- ・ 南勢・東紀州沿岸で漁獲される前浜小魚の加工

導入した小魚フィーレマシンにより、小魚がフライ・寿司ネタ用商材となることで、付加価値を高めることが可能となったとともに、加工済みの魚を包装・冷凍することで二次加工を施し地域色豊かな商品の開発につなげることが可能となった。

- ・ しいたけの佃煮等食材加工

導入した佃煮用回転式蒸気釜等により、当該事業者及び連携する地元農業者が生産するしいたけ等を素材としてだけでなく、加工品としての新たな商品開発を行うことが可能となったとともに、原料から加工販売までを一貫して行うことにより価格競争における優位性が図られた。

25 魅力ある観光地グレードアップ支援事業費補助金

担当部 農水商工部 観光・交流室

I 補助金の概要

創設年度	平成 17 年度	22 年度交付額	14,650,000 円	補助実施件数	19 件
補助金の目的	魅力ある観光地に必要な、快適性・利便性・話題性を創出するために策定した観光振興計画に基づき、市町、広域の協議会等が実施する地域の主体的な観光地づくりを促進する。				
補助要件	市町の観光振興計画（三重県観光振興プランと同じ方向性を持ち、かつ、地域の観光に係る課題や方向性などが記載された計画）に基づき実施される事業でなければならない。				
補助率	事業費の 1/2 以内	補助種別	直接 ・ 間接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	市町又は広域の協議会等（単独の市町、単独の観光協会、市町を含む任意の協議会、観光協会を含む任意の協議会等）				
補助対象経費	<p>魅力ある観光地に必要な、快適性・利便性・話題性を創出し、より多くの来訪者の確保につながる魅力ある観光地創出のためのソフト事業等に要する経費。 （事業イメージ）</p> <p>(1) 統一性のある案内標識等の観光客への情報提供の充実 (2) 観光地散策をサポートする散策ルートの設定、仕掛けづくり、語り部の育成等 (3) 医療・健康・福祉、体験型、産業観光等新しいツーリズムの創出に係る取組 (4) 散策マップ作成等地域情報の提供に係る取組 (5) 自然・歴史・文化資源の発掘・保全・活用に係る取組 (6) 観光地づくりと一体となったマーケティング等調査、研究、開発及び観光商品づくり (7) モニターツアー、開発商品の PR に係る取組 (8) 観光地づくりと一体となった観光地マネージャー、観光従事者等の育成に係る取組 (9) 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく観光圏整備計画又は観光圏整備実施計画の作成 (10) まち（観光地）としての新たな魅力を発掘し、にぎわいを創出することにより、結果として来訪者の話題を呼び、リピーターの確保につながる取組 等</p> <p>なお、通常の維持管理及び運営に係る経費、通常使用する消耗品に係る経費、先進地視察に係る経費、各種会議等における食事、菓子類に係る経費、販促活動・会議・研修会等出席のための旅費・手土産等に係る経費などは、補助対象外。</p>				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 233：観光・交流産業の振興 基本事業 23302：多様な主体による観光の魅力づくり・人づくり				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 書面・ <input type="checkbox"/> 実地	—
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	9/10 以内 ・ 9/10 超		550,000 円	
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
地域機関が行う事務	有・ <input type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			—		—

Ⅲ 各視点における監査の結果

1 補助制度について

愛知万博や熊野古道の世界遺産登録などを契機に、伊勢志摩や東紀州地域において、地域住民と行政が連携した観光交流空間づくりの機運が高まっていた。また「観光まちづくり」とも言われるように、その地域に住む人のみならず、そこを訪れる人びとにとっても快適な空間となるよう「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりへの取組が始まった。これらのことから、県内に魅力ある観光地づくりの取組が広がるよう、当該補助制度が創設された。

本県では、消費者ニーズの多様化や旅行形態の変化などによる多様な観光需要、観光地間競争の激化に対応するため、

- ・ 地域が主体となった魅力ある観光地づくりへの支援
- ・ 三重の観光プロデューサーによるノウハウの提供
- ・ 観光商品の企画・販売

が三位一体となった、魅力ある観光地に必要な、快適性・利便性・話題性を創出する取組が行われており、当該補助制度もこれに含まれる。

各地域の魅力の増加が県全体への誘客にもつながるとして、魅力ある観光地づくり支援件数を重点事業における数値目標として掲げており、平成22年度までの累計取組目標94件のところ、実績は100件となっている。

一方、当該補助制度は終期を設定しておらず、また、制度創設から6年を経過しているが、その間補助対象事業等の見直しは行われていない。

意見

- 制度創設から6年を経過し、各市町や協議会等において、数多くの取組が創出されてきている。その間補助対象事業等の見直しが行われていないことから、当該事業の実施による波及効果や、各地域における主体的な観光地づくりについての機運の醸成等も検証しながら、官と民、県と市町との役割分担や、支援のあり方等、事業内容の抜本的な見直しを行うことが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 交付申請書に添付する市町による副申書が交付申請の翌日（申請締切日の翌日）の日付となっていた。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

当該補助事業は、「三重の観光プロデューサー」制度と連携しつつ、財政面での側面的支援として、地域の主体的・意欲的な取組につながるとされている。

平成 22 年度は、多様な主体により、それぞれの主体のレベルに相応した 19 の取組が実施され、補助が行われた。重点事業における数値目標として掲げる魅力ある観光地づくり支援件数は、目標を上回り平成 22 年度までの実績は 100 件となっている。(下記(参考)参照)

補助終了後も、三重の観光プロデューサーや地域担当職員が事業実績内容を確認し、地域と協働して更なる活用策を検討し誘客につなげるように努めているところであるが、このフォローアップは定期的に実施されるものではない。また、実施事業の公表は県政報告書、事務事業評価表によるものや、年度当初の三重県観光事業説明会における当該補助制度の説明と合わせ、代表的な取組事例や成果を紹介するにとどまっている。

意見

- | |
|--|
| ○ 補助終了後も当該補助事業の効果やその後の展開状況を定期的に把握するしくみや、補助事業内容を参考事例として幅広く公表する方法を構築し、それらの活用により、補助件数の増加のみにとどまらず、各地域における更なる取組の広がりにも資するよう努められたい。 |
|--|

(参考)

重点事業 「住んでよし、訪れてよし」の観光みえ・魅力増進対策

数値目標：魅力ある観光地づくり支援件数(累計)

平成 22 年度まで 実績 100 件(目標 94 件)

平成 22 年度の補助事業の例

- ・ 地域の新たな話題を創造し、地域の知名度の向上・交流人口の増加をめざす事業展開の一つとして、B級グルメ大会を開催し、ご当地グルメ「くわなめし」を創り出し、話題づくりを行った。
- ・ 全国放送のNHK大河ドラマの放送を契機に、県内外からの集客を図り、地域の活性化と知名度アップにつなげるため、関連イベントの実施、広報宣伝活動、観光客受入体制整備を行った。
- ・ にぎわいを創出するソフト事業に重点を置き、独自性と魅力ある散歩道として、自然と共存する観光地づくりをめざして、ビン玉ロードのシンボルモニュメントや町歩きイベント、情報提供及び話題づくりを行った。

I 補助金の概要

創設年度	平成8年度	22年度交付額	553,223,000円	補助実施件数	21件
補助金の目的	公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善を図り、併せて公共水域の水質保全に寄与する。 全国と比べ遅れている県内の下水道整備の促進を図り、下水道普及率の向上を図る。				
補助要件	平成7年度から12年度までの間に、汚水排除を目的とする公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を市町村単独事業として実施すること。				
補助率	定額	補助種別	直接 ・ 間接 運営費 ・ 事業費 ・ その他(地方債の償還補助)		
補助対象者	市町				
補助対象経費	汚水排除を目的とする公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に係る平成7年度から12年度までの各年度に実施される市町村単独事業費のうち、平成3年度から7年度までに実施された単独事業費の平均値を上回る部分に係る地方債の借入後15年以内における元利償還額から交付税措置相当額を減じた額に市町の財政力による補正係数を乗じた額。				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策541：快適な都市環境の整備 基本事業54102：清潔で快適な都市環境づくり				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	—
	概算払 (22年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22年度)
	有 ・ 無		—		0円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表(効果・成果等)	
	有 ・ 無			有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			—	—	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

全国と比べ県内の下水道整備は非常に遅れており、下水道普及率の向上が急務となっていた。こうしたことから、事業主体となる市町村での整備促進を図るため、市町村単独事業の実施に伴う財政負担を軽減することを目的に県費助成制度が設けられた。(国の「第8次下水道整備五箇年計画」(平成8年～12年)に合わせて、県内の下水道普及率を向上させるため当該補助制度が創設された。)

なお、公共下水道の整備・維持・管理は原則として市町村であるため、支援方法としては補助金が選択された。

当該補助金は、平成7年度から12年度までの各年度に市町村が実施した公共下水道事業等に係る事業費について、借り入れた地方債の償還を15年以内の期間で補助するものである。

既に対象となる事業は終了しているため、制度の見直しは行われていない。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

事業対象となる平成7年度から12年度にかけて、県内全体の下水道普及率は12.5ポイント上昇している。(7年度末13.8%⇒12年度末26.3%)

平成27年度における県内の下水道普及率の中間目標は48.0%で、21年度末の実績は45.1%となっている。

生活排水処理については、下水道による処理が最も環境負荷が小さいため、伊勢湾への環境負荷を考慮した場合の下水道普及率として80%を最終目標としている。

27 木造住宅耐震補強事業費補助金

担当部 県土整備部 住宅室

I 補助金の概要

創設年度	平成 14 年度	22 年度交付額	50,708,000 円	補助実施件数	25 件
補助金の目的	三重県耐震改修促進計画に基づき、大規模地震によって倒壊のおそれのある木造住宅の居住者（所有者）に対して、耐震化に要する工事費の一部を補助することによって、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、もって震災被害を軽減させる。				
補助要件	昭和 56 年 5 月以前に着工された木造の一戸建て住宅であって、木造住宅耐震診断を受け、その結果評点が 0.7 未満と判定されたものについて、評点を 0.7 以上 1.0 未満（簡易補強）、または 1.0 以上（耐震補強）となる耐震補強工事を行うこと。（ただし、耐震補強に係る市町の補助事業として採択されている工事に限る。）				
補助率	工事費の 1/3 以内（上限 30 万円）	補助種別	直接 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 間接 運営費 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	市町 ※ なお、実質的な補助対象者は昭和 56 年 5 月以前に着工された木造の一戸建て住宅の居住者または所有者であり、市町を通じて補助金が交付されている。 ただし、低所得者や高齢者、障がい者の世帯を優先するため、収入や年齢制限等がある。（平成 23 年度に制限撤廃）				
補助対象経費	昭和 56 年 5 月以前に着工された木造の一戸建て住宅に関する耐震補強工事または簡易な耐震補強工事に係る費用。（ただし、補助金交付要領に定める耐震診断・耐震補強工事の条件を満たす必要がある。）				
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策 542：快適で安心な住まいづくり、 基本事業 54201：災害に強い住まいづくり				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	書面 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 実地	2 人
	概算払（22 年度）		概算払金額割合		決算不用額（22 年度）
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		9/10 以内 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 9/10 超		5,392,000 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

東海・東南海・南海地震の発生が危惧される中、大地震で倒壊のおそれが高いといわれる昭和 55 年以前の木造住宅が県内の住宅総数の 3 割以上を占めており、住宅の安全対策が急務となっている。

このような木造住宅の安全性を高めるためには住宅の耐震化工事が必要となるが、耐震化工事には多額の費用が発生するため、高齢者世帯や低所得世帯等、工事を行うことができない世帯が多数存在している。

そこで、このような世帯に対して、木造住宅の耐震補強工事の補助制度を導入することにより、住宅の耐震化を促進させ、地震時の被害の軽減、個人の資産保護等を図り、まちの安全性を高めることとした。

なお、同様の補助制度は他県の大半でも行われているが、本県の補助は手厚くなっている。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 交付申請書提出期限が規定されていない。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 全額概算払により支払を行っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

当該補助金については、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などマスコミを通じた広報のほか、県のホームページ、県政だより、市町広報、耐震相談会、防災フェア等の各種イベント、小中学校等への防災教育、自治会向け説明会など、利用できるさまざまな手法を用いて広く県民に周知されているが、平成22年度は4町で活用実績がなかった。

- ・ 平成22年度補助実績 25市町 237戸（繰越68戸を含む）

なお、平成22年度までは、当該補助金の対象を高齢者世帯や低所得世帯等が実施する耐震化工事に限定しており、こうした制約のため、活用実績が全市町に広がらなかったとも考えられる。

しかしながら、木造住宅の耐震補強をさらに進める必要があることから、平成23年度からは所得や年齢等の制限を撤廃し、耐震性のないすべての木造住宅が補助対象とされている。

意見

- 当該補助金については、さまざまな方法により普及啓発活動を実施し、住宅耐震化の促進に一定の役割を果たしているものの、活用実績が低調な町も一部見受けられることから、今後、県内全域に活用が広がるよう、より一層普及啓発活動を行うなど、当該補助金の活用促進に努められたい。

I 補助金の概要

創設年度	平成13年度	22年度交付額	10,164,722円	補助実施件数	2件
補助金の目的	県内の高等学校における文化芸術活動について、生徒の技術力、創造力等を向上させることにより、その充実、発展及び振興を図るとともに、生徒の豊かな人間性の育成に資する必要がある。 そのための機会となる全国高等学校総合文化祭及び近畿高等学校総合文化祭への生徒の参加を奨励するため、交通費、宿泊費の補助を行う。				
補助要件	全国及び近畿高等学校総合文化祭に出場すること。				
補助率	10/10：全国 1/2：近畿	補助種別	直接 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 間接 運営費 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 事業費 ・ その他 ()		
補助対象者	三重県高等学校文化連盟 ※ なお、実質的な補助対象者は、三重県高等学校文化連盟に属し、三重県内に所在する高等学校の生徒で、文化芸術活動に積極的に参加、活動している者であり、三重県高等学校文化連盟を通じて補助金が交付されている。				
補助対象経費	全国及び近畿高等学校総合文化祭に出場する生徒に係る交通費、宿泊費				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策122：学校教育の充実 基本事業12203：特色ある教育の推進				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 書面・ <input type="checkbox"/> 実地	—
	概算払 (22年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22年度)
	有・ <input type="checkbox"/> 無	—		64,278円	
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	有・ <input type="checkbox"/> 無			有・ <input type="checkbox"/> 無	
地域機関が行う事務	有・ <input type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			—	—	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

県内の高等学校における文化芸術活動について、生徒の技術力、創造力等を向上させることにより、その充実、発展及び振興を図るとともに、生徒の豊かな人間性の育成に資する必要がある。そのための機会となる全国高等学校総合文化祭及び近畿高等学校総合文化祭への生徒の参加を奨励するため、当該補助制度が創設された。

総合文化祭に出場する生徒に係る交通費・宿泊費については、県教委から県文化連盟を通じ、当該補助金として生徒に支払われている。一方、総合文化祭の引率教員の派遣に係る交通費・宿泊費や楽器・作品等の運搬費などについては、県教委から委託料として県文化連盟に支払われている。

総合文化祭については、県代表の決定 (予選の実施等)、開催県との連絡調整、派遣する教師や生徒に係る交通費・宿泊費の調整・整理、楽器や作品等の運搬など、派遣に係る業務に県文化連盟が密接に関わっており、本来県教委で実施すべき業務を代行していると言える。

こうしたことから、現状、補助金と委託料に分けて県文化連盟に支払われている総合文化祭への派遣に係る経費については、県教委から県文化連盟に対して包括して業務委託するという整理を行うことが望ましい。

意見

- 現状、補助金と委託料に分けて県文化連盟に支払っている総合文化祭への派遣に係る経費については、県教委から県文化連盟に対して包括して業務委託するなど、支援の方法について整理することが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 実績報告書が要綱に基づく期限内に提出されていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

全国規模等の大会への参加は、次代を担う高校生の文化芸術活動に係るレベルの向上や学習活動全般への意欲の向上につながっている。また、学校や県の範囲を超えた生徒たちの交流により、豊かな人間性を育むきっかけとなっている。

補助金の効果・成果については、県文化連盟が発行する高文連会誌（出場した生徒の感想文等掲載）のほか、県教委と県文化連盟の職員が総合文化祭を視察することにより確認している。

【平成 22 年度の実績】

- ・ 全国高等学校総合文化祭（宮崎大会）

参加者数：生徒数	182 人		
教員数	59 人	指導者数	9 人
参加校数	38 校	参加部門数	15 部門

- ・ 近畿高等学校総合文化祭（奈良大会）

参加者数：生徒数	264 人		
教員数	67 人	指導者数	1 人
参加校数	27 校	参加部門数	13 部門

29 文化財保護事業補助金	担当部 教育委員会事務局 社会教育・文化財保護室
---------------	--------------------------

I 補助金の概要

創設年度	昭和 58 年度	22 年度交付額	134, 529, 000 円	補助実施件数	52 件
補助金の目的	「文化財保護法」の趣旨に則り、国・県指定等文化財の適正な保存管理及び活用を図る。				
補助要件	<p>1. 指定文化財等保護（保存）事業（以下「保存事業」）</p> <p>(1) 国指定文化財等保護事業（国庫補助事業への上乗せ補助）</p> <p>(2) 県指定文化財等保護事業（県単）</p> <p>(3) 埋蔵文化財保護事業（国庫補助事業への上乗せ補助）</p> <p>国指定文化財・埋蔵文化財については、文化財の種類ごとに国が定める補助要項に、県指定文化財については「社会教育・スポーツ分野 社会教育・文化財保護室 文化財関係事業補助金交付要領」に基づく事業とする。</p> <p>2. 活かそう美し国の文化財事業（1. の事業と指定文化財等活用事業（以下「活用事業」）を一对として実施。活用事業については、県単）</p> <p>活用事業と保存事業を一对のものとして行うこととし、認証委員会の認証を受けた事業とする。宗教行為、参加者を制限すること、営利を目的とする行為等は禁止する。</p>				
補助率	補助の種類ごとに	補助種別	直接 ・ 間 接		
	1/10 以内 1. 5/10 以内 1/2 以内 1/6 以内		運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	指定文化財の所有者、管理団体 地方公共団体 保存関係団体 ※活用事業については、上記のほかNPO法人や任意団体等				
補助対象経費	<p>1. 保存事業</p> <p>文化財の保存修理、防災環境整備、伝承者養成、土地買上げ、公開記録作成・刊行、天然記念物再生、埋蔵文化財の保護等に要する経費。（詳細は文化財の種類ごとに国が定める要項に規定）</p> <p>2. 活用事業</p> <p>文化財の修理現場公開、体験学習会等開催、管理・案内サポーター養成、展示公開・広報支援、保存・活用計画策定、伝統芸能・行事等の開催等に要する経費（詳細は文化財の種類ごとに活かそう美し国の文化財事業補助要項に規定）</p>				
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策 131：文化にふれ親しむことができる環境づくり 基本事業 13102：歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	—
	概算払（22 年度）		概算払金額割合		決算不用額（22 年度）
	有 ・ 無		9/10 以内 ・ 9/10 超		496, 000 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	有 ・ 無			有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			—		—

Ⅲ 各視点における監査の結果

1 補助制度について

「文化財保護法」や「三重県文化財保護条例」に基づき、県は国・県指定等文化財の所有者等に対して管理、修理、公開に関する指示、勧告及び現状変更等の制限を行い、文化財の保存と活用が適切に行われるよう努めなければならない。また、所有者等は適切な管理・保存義務があり、現状を変更することに制限を受ける。

同法及び同条例においては、修理等に多額の経費を要し、その負担に堪えない場合は、国や県は補助金を交付できるようになっており、県として貴重な文化財が適切に保存・管理されるために、当該補助制度を創設した。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。
 - ・ 指定文化財等保護事業のうち、県指定文化財等保護事業については、対象経費が要領等に明確に規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 活かそう美し国の文化財事業において、保存事業が終了したにもかかわらず、活用事業の終了後に両事業分について合わせて実績報告書が提出されているものが見受けられた。この結果、保存事業については、期限内に提出されていなかった。
- 実績報告書に添付された証拠書類、写真等をもとに書面により検査を実施しているが、施設整備事業も補助対象であることから、可能な限り実地での検査を実施されたい。

4 補助金の効果・成果の把握について

保護措置を必要としていた国・県指定等文化財について、補助事業実施により後世に守り伝えるよう努めている。

また、修復等と活用事業を合わせて行う、活かそう美し国の文化財事業においては、事業を契機に多くの県民が文化財の魅力を知ることにより、文化財を守っていこうとする人たちが増えるよう努めている。

なお、活用事業については、事業完了後も継続的な活用の取組を推進するため、市町（教育委員会）に対して、補助金の交付が完了した2翌年度を含む3年間、事業実施報告（経年事業報告）の提出を求めている。

【基本事業の目標項目】

「活かそう地域文化提案事業」参加者数 目標値（平成22年度）15,000人 実績値 15,469人

※「活かそう地域文化提案事業」参加者数

活かそう美し国の文化財事業における補助対象先が実施した文化財活用行事（展覧会、イベント、体験学習会など）への参加者数。

当該年度及び過去3年に行った補助対象先（平成22年度は、19～22年度の補助対象先）について集計を行っている。

なお、「活かそう地域文化提案事業」は現在の「活かそう美し国の文化財事業」の前身である。

I 補助金の概要

創設年度	平成 18 年度	22 年度交付額	5,000,000 円	補助実施件数	1 件
補助金の目的	犯罪被害者等への支援活動の確立と犯罪のない安全で安心な地域社会の実現を図るに際し、行政と連携し活動する民間団体である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの事業運営を支援する。				
補助要件	特になし				
補助率	事業予算額の 50%以内	補助種別	直接 ・ 間接 運営費 ・ 事業費 ・ その他 ()		
補助対象者	みえ犯罪被害者総合支援センター				
補助対象経費	次に掲げる被害者支援事業に要する経費 (1) 相談業務 (2) 支援員等育成 (3) 調査研究 (4) 広報啓発活動 (5) その他犯罪被害者支援を目的とした事業で知事が認めたもの				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 322：地域安全対策の推進 基本事業 32204：犯罪被害者支援対策の充実				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	—
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	有 ・ 無	9/10 以内 ・ 9/10 超	0 円		
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	有 ・ 無			有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			—	—	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

犯罪被害者のニーズは、過熱する報道への対応、捜査や公判への対応、外傷だけでなく PTSD (外傷後ストレス障害) 等の心理的被害への対応など多岐にわたるほか、長期間継続した専門的支援を要するものも少なくない状況であり、行政 (警察) だけではきめ細やかな対応が困難な状況である。

平成 17 年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、地方公共団体の責務及び犯罪被害者支援を行う民間団体に対する財政上の支援が規定されるとともに、行政と民間の連携した総合的かつ計画的な施策の推進が義務づけられたことを契機に、県内における被害者支援の中核的存在であるみえ犯罪被害者総合支援センター (現公益社団法人) の事業運営 (相談業務、支援員等育成、調査研究、広報啓発活動等) の支援を目的として当該補助制度が創設された。

特に被害者支援が必要とされる犯罪の認知件数は、平成 17 年以降減少しているものの、22 年中に約 1,450 件発生している現状を鑑み、今後も継続的な被害者支援が必要であるとして、制度創設以来継続した事業費補助が行われており、制度の見直しは行われていない。

意見

- 制度創設後、5年経過しているが、一度も見直しが行われていないので、補助金額、補助対象経費の必要性、妥当性等について検証を行うことが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について

概ね適正に処理されていた。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 交付申請書の添付書類である「補助事業計画書」「補助事業収支予算書」、及び実績報告書の添付書類である「事業実績報告書」「収支決算書」が、当該補助金が対象とする被害者支援事業に要する経費に係るものではなく、支援センター全体に係るものとなっていた。
 - ・ 収支予算・決算について、大区分ごとの総額が記載されているのみで、具体的な支出内容が記載されていなかった。
 - ・ 実績報告書に事業内容の証拠書類（行事パンフレット、写真、支出証拠書類）が添付されていなかった。
 - ・ 交付要領には、交付決定の際に付する条件が定められているが、交付決定書に記載がされていなかった。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 支払に際して、履行確認に関する事項（履行を確認した日及び検査員の氏名）が記載されていなかった。
 - ・ 事業経費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。
 - ・ 全額概算払により支払を行っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。
- 支出内容の確認については、現状の書面監査の内容では不十分であるため、可能な限り実地検査を実施されたい。

4 補助金の効果・成果の把握について

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族、遺族などを支えるため、支援センターが、犯罪被害者等に対するカウンセリング、法律相談等の専門相談や付添活動などの直接支援活動を実施するなど総合相談や支援活動を推進した。平成22年度は相談件数（専門相談を含む）が551件、情報提供件数が21件、直接的支援件数が200件であり、いずれも21年度に比べ件数が増加している。

また、平成22年度現在30名のボランティア支援員が活動しているが、相談者からの多様な相談やニーズに適切に対応していくため、臨床心理士等による少人数制の研修の実施などで相談技術の向上に努めており、22年度の研修会参加状況は、69回延べ411人であった。

広報啓発活動事業としては、一行詩「い・の・ち」の募集事業、犯罪被害者支援を考える集い、第5回犯罪被害者支援チャリティコンサートなどの実施を通じ、支援センターの活動内容の紹介、被害者支援の必要性の呼びかけを行うことにより、支援センターの活動を知った被害者からの相談が寄せられたり、被害者自らが広報啓発活動に参加したりするなどの成果が得られ、相談件数が増加するとともに、支援センターの会員が拡大しつつある。（平成22年度の個人会員数は3,571名）

これらの事業により、犯罪被害者やその家族、関係者への支援活動が拡充してきており、必要な方に必要な支援を受けてもらうことが可能となるとともに、支援活動の確立に向けた取組も進んできている。